(2)　電子メールを利用する選挙運動用文書図画の表示義務

選挙運動用電子メール送信者は、選挙運動用電子メールの送信に当たり、次の事項を正しく表示しなければならないこととした。(第一四二条の四第六項関係)

イ　選挙運動用電子メールである旨

ロ　選挙運動用電子メール送信者の氏名又は名称

ハ　送信拒否の通知を行うことができる旨

ニ　送信拒否の通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

(3)　インターネット等を利用する方法により落選運動(当選を得させないための活動)用文書図画を頒布する者の表示義務

イ　選挙期日の公示又は告示の日から選挙当日までの間、ウェブサイト等を利用する方法により落選運動用文書図画を頒布する者は、その者の電子メールアドレス等が正しく表示されるようにしなければならないこととした。(第一四二条の五第一項関係)

ロ　選挙期日の公示又は告示の日から選挙当日までの間、電子メールを利用する方法により落選運動用文書図画を頒布する者は、当該文書図画に、その者の電子メールアドレス及び氏名又は名称を正しく表示しなければならないこととした。(第一四二条の五第二項関係)

(二)　氏名等の虚偽表示罪

改正前の氏名等の虚偽表示罪に、当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって真実に反する氏名、名称又は身分の表示をしてインターネット等を利用する方法による通信をした者を追加することとした。(第二三五条の五関係)

(三)　選挙に関するインターネット等の適正な利用

選挙に関しインターネット等を利用する者は、候補者に対して悪質な誹謗中傷をする等表現の自由を濫用して選挙の公正を害することがないよう、インターネット等の適正な利用に努めなければならないこととした。(第一四二条の七関係)

二　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正関係

1　発信者に対する削除同意照会期間の特例

選挙運動期間中に頒布された選挙運動用文書図画又は落選運動用文書図画により自己の名誉を侵害されたとする候補者等から、プロバイダ等に情報削除の申出があった場合の削除同意照会期間(この間に情報発信者から削除に同意しない旨の申出がなければ、プロバイダが当該情報を削除しても民事上の賠償責任を負わない)について、通常の「七日」から「二日」に短縮することとした。(第三条の二第一号関係)

2　電子メールアドレス等が表示されていない情報を削除した場合に係る特例

表示義務を果たしていない選挙運動用文書図画又は落選運動用文書図画により自己の名誉を侵害されたとする候補者等から、プロバイダ等に情報削除の申出があった場合、プロバイダ等は、当該情報を直ちに削除しても民事上の賠償責任を負わないこととした。(第三条の二第二号関係)

三　施行期日等

1　施行期日及び適用区分

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日以後初めて公示される国政選挙(以下「次回の国政選挙」という。)の公示日以後に公示又は告示される選挙から適用することとした。

2　検討

(一)　公職の候補者及び政党その他の政治団体以外の者が行う電子メールを利用する方法による選挙運動については、次回の国政選挙後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙における解禁について適切な措置が講ぜられるものとすることとした。

(二)　この法律による改正後の公職選挙法第一四二条の六第四項に定める有料広告の特例については、公職の候補者にもこれを認めることについて検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令(政令第一二四号)(総務省)

1　事業所税の課税団体として、青森市の指定を取り消すこととした。(第五六条の一五関係)

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇船員法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第一二五号)(国土交通省)

船員法の一部を改正する法律(平成二四年法律第八七号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年五月一日とすることとした。

◇船員法に基づく登録検査機関に関する政令(政令第一二六号)(国土交通省)

一　登録検査機関の登録の有効期間

登録検査機関の登録の有効期間を三年とすることとした。(第一条関係)

二　外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用

外国登録検査機関の事務所又は事業所における検査に要する費用は、検査のため国土交通省の職員二人が当該検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とすることとした。(第二条関係)

三　この政令は、二〇〇六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第一二七号)(国土交通省)

一　船員法関係手数料令の一部改正関係

次に掲げる者が納める手数料の額を定めることとした。(本則関係)

(一)　法定検査のうち国土交通大臣が行うものを受けようとする者

(二)　海上労働証書又は臨時海上労働証書のうち登録検査機関が検査を行った船舶に係る証書の交付を受けようとする者

(三)　海上労働証書又は臨時海上労働証書の再交付又は書換えを受けようとする者

二　所得税法施行令の一部改正関係

所要の改正を行うこととした。(第一五四条関係)

三　国土交通省組織令の一部改正関係

海事局及び同局運航労務課の所掌事務を変更することとした。(第一三条及び第一四六条関係)

四　経過措置

1　次に掲げる者が納める手数料の額を定めることとした。

(一)　二〇〇六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日より前に国土交通大臣の行う定期検査又は臨時航行検査に相当する検査(以下「相当検査」という。)を受けようとする者

(二)　相当検査の結果交付する海上労働証書又は臨時海上労働証書に相当する証書のうち登録検査機関が検査を行った船舶に係る証書の交付を受けようとする者

(三)　相当検査の結果交付する海上労働証書又は臨時海上労働証書に相当する証書の再交付又は書換えを受けようとする者

2　相当検査を行う外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用を定めることとした。

五　この政令は、二〇〇六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。ただし、四の規定は、船員法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二五年五月一日)から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(政令第一二八号)(厚生労働省)

1　「一―(五―フルオロペンチル)―一H―インドール―三―イル」(ナフタレン―一―イル)メタノン及びその塩類等を麻薬に指定することとした。(第一条関係)

2　この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。